

長野工業高等専門学校専攻科授業科目履修規則

制 定 平成17年4月1日
最終改正 令和8年1月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第43条第2項の規定に基づき、長野工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）における授業科目の履修方法に関し、必要事項を定めるものとする。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行う。

(単位の計算方法)

第3条 1単位の授業科目は、教室内及び教室外を合わせて45単位時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

2 1単位時間は、45分を標準とする。

3 授業科目の単位計算は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(受講手続き)

第4条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に別に定める「履修計画書」を所定の期日までに、学生課に提出しなければならない。

(指導教員)

第5条 学生の教育及び特別研究Ⅰ、Ⅱの指導を行うため、指導教員を置く。

(試験)

第6条 試験の種類は、定期試験及びその他の試験とする。

2 定期試験は、教科担当教員が学期末の講義時間に実施する。

3 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

4 病気その他やむを得ないと認められる理由によって定期試験を受験できなかった学生については、追試験を行うことができる。

(GPA制度)

第7条 GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度は、成績評価を客観的な指標に置き換え、学生の学修意欲を高めるとともに、客観的な成績評価を教員の修学指導に活用することを目的とする。

2 GPAを算出するため、GP (グレード・ポイント) を次のとおり定める。

評語	秀	優	良	可	不可
評価	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点
GP	4	3	2	1	0

3 GPAは以下の計算式により算出し、小数点以下第3位を四捨五入する。

$$\frac{(4 \times \text{秀の修得単位数}) + (3 \times \text{優の修得単位数}) + (2 \times \text{良の修得単位数}) + (1 \times \text{可の修得単位数})}{\text{履修登録した科目の総単位数}}$$

履修登録した科目の総単位数

(「不可」の科目、欠課時数超過の科目を含む。履修取消した科目は除く。)

なお、不合格科目を再履修し、合格の評価であった場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合、「履修登録した科目の総単位数」に、それぞれ再履修前の不合格科目に関しては算入しない。

4 次の各号に掲げる科目は、GPAの算定に含めない。

- (1) 修了要件外の単位認定科目
- (2) 他の大学及び高等専門学校の専攻科で修得した単位認定科目
- (3) 入学前に修得した単位認定科目

(成績の評価)

第8条 成績は、授業科目毎に、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法によって評価し、前条第2項によって評定する。

2 前項の評価は、各授業科目の総授業時間数の3分の2以上の出席をした者に対して行う。

3 欠席時間数とその授業科目における総授業時間数の3分の1を超えた場合、当該科目の評点は0点とする。

4 授業科目の成績原簿への登記は評点で行う。ただし、部外への証明書の交付は、秀・優・良・可・不可の表記とする。

5 通知された成績の内容に異議がある場合は、当該学生は授業担当教員又は学生課に申し立てることができる。この異議に関する申し立て期間は、成績表を受領した日から1週間以内(土日・祝日含む)とする。

(成績の席次)

第9条 学年内の席次は、履修した科目の平均点により算出する。

2 次の各号に掲げる科目は、席次の算定に含めない。

- (1) 修了要件外の単位認定科目
- (2) 他の大学及び高等専門学校の専攻科で修得した単位認定科目
- (3) 入学前に修得した単位認定科目

(単位の認定)

第10条 第8条の規定に基づき、秀、優、良又は可に評価された授業科目については、当該単位数を修得したものと認めるものとする。

(再履修)

第11条 不合格となった授業科目は、次年度に再履修することができる。

2 第4条の規定は、再履修する場合に準用する。

(大学等における授業科目の履修)

第12条 他の大学及び高等専門学校の特攻科等で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ校長の許可を受けた上で、受講届を学生課に提出しなければならない。これにより修得した単位は、特攻科における授業科目として認定することができる。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校特攻科授業科目履修規程（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、第8条については令和2年度入学者から適用する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月30日 一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 29 日 一部改正）
この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。